

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 3 月 13 日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

「第 2 章 介護予防訪問介護

- 目次中
- 第 1 節 基本方針（第 5 条）
 - 第 2 節 人員に関する基準（第 6 条・第 7 条）
 - 第 3 節 設備に関する基準（第 8 条）
 - 第 4 節 運営に関する基準（第 9 条―第 39 条）
 - 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 40 条―第 42 条）
 - 第 6 節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第 43 条―第 47 条）

「第 7 章 介護予防通所介護

- 第 1 節 基本方針（第 97 条）
- 第 2 節 人員に関する基準（第 98 条・第 99 条）
- 第 3 節 設備に関する基準（第 100 条）
- 第 4 節 運営に関する基準（第 101 条―第 108 条）
- 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 109 条―第 112 条）
- 第 6 節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第 113 条―第 116 条）

を「第 2 章 削除」に、「第 52 条」を「第 51 条の 2」に、

を「第 7 章 削除」に、「第 120 条」

的な支援の方法に関する基準（第109条―第112条）
ビスに関する基準（第113条―第116条）
を「第119条の2」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第5条から第47条まで 削除

第49条第3項中「（指定居宅サービス等基準等条例第49条第1項）を「（大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第15号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第49条第1項）」に改める。

第3章第4節中第52条の前に次の12条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に

供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第51条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第51条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第51条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求めら

れた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第51条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準等条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第51条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第51条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第51条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第51条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第51条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第51条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第5.2条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第55条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の

勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第55条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第55条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第55条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第55条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容

を市町村に報告しなければならない。

- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第55条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第55条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

第56条第2項第1号中「次条において準用する第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において準用する第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第62条第1項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第63条を次のように改める。

(準用)

第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

第72条中「時に」を「場合において」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第74条第2項第4号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第5号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第7号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第75条を次のように改める。

(準用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。

第84条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第85条を次のように改める。

(準用)

第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第83条」と読み替えるものとする。

第87条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準等条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同項中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第126条第1項第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第87条第2項中「第12号」を「第13号」に改める。

第89条第1項第3号中「にいう」を「に規定する」に改める。

第93条第2項第1号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第94条を次のように改める。

(準用)

第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第92条」と読み替えるものとする。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第97条から第116条まで 削除

第8章第4節中第120条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

第119条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合においてその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）第118条の2第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（緊急時等の対応）

第119条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っている場合において利用者の病状の急変が生じたときその他必要と認められるときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の次に次の3条を加える。

（勤務体制の確保等）

第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第121条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第121条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

第123条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第124条を次のように改める。

(準用)

第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第121条」と読み替えるものとする。

第125条第7項を削る。

第126条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境に関する情

報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合は、第87条第1項第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第126条第2項中「第11号」を「第12号」に改める。

第128条第1項中「時に」を「場合において」に、「場合」を「とき」に改め、同条第4項中「時に」を「場合に」に、「場合その他必要な場合には」を「ときその他必要と認められるときは」に改める。

第133条第1項第2号ア及びイ中「第105条第1項」を「第121条の4第1項」に改め、同条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第3号中「かつ」を「かつ、」に改める。

第134条第2項中「第9条第2項」を「第51条の2第2項」に改める。

第140条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者の状況又は利用者の家族等の事情により緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要であると指定介護予防支援等基準等条例第5条に規定する担当職員が認める者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第140条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第142条第2項第3号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第143条を次のように改める。

(準用)

第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第144条第7項を削る。

第154条第1項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号ア及びイ中「第105条第1項」を「第121条の4第1項」に改め、同条第2項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第160条中「第138条」の次に「、第140条の2」を加え、「第103条」を「第121条の2」に、「部分は」を「部分を」に改める。

第161条第5項を削る。

第166条の見出しを「(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第167条第4項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第170条第1項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第171条の見出し及び同条第1項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条第3項を削る。

第172条中「第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8」に、「第36条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第106条」を「第55条の9から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4」に、

「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条」を「第52条の2」に、「第31条中「第27条」を「第55条の4中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」を「第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」と」の次に「、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第175条第1項第4号ア中「6.4平方メートル」を「6.4平方メートル以上」に改める。

第176条中「、若しくは」を「、又は」に改める。

第181条第2項第3号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第182条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第54条、第103条、第105条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4」に、「第31条中「第27条」を「第55条の4中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」を「第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第183条第7項を削る。

第192条第2項中「第205条第1項」を「第205条」に改める。

第193条第3項第5号中「費用（）」の次に「基準省令第206条第3項第5号の」を加える。

第197条中「第103条」を「第121条の2」に改める。

第198条第5項を削る。

第203条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第204条第1項第2号アを次のように改める。

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

第204条第2項第2号アを次のように改める。

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

第204条第8項中「、及び」を「及び」に改める。

第206条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第3項中「場所が」を「場所を」に改める。

第207条第4項中「第9条第2項」を「第51条の2第2項」に改める。

第209条を次のように改める。

第209条 削除

第217条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同号を同項第7号とする。

第218条を次のように改める。

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、「第55条」とあるのは「第213条」と読み替えるものとする。

第219条第6項を削る。

第226条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第228条第4項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第230条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第8項中「指定も」を「指定を」に改める。

第231条第1項中「場合は」を「場合を」に改め、同条第4項中「第9条第2項」を「第51条の2第2項」に改める。

第233条第2項から第4項までを次のように改める。

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若

しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定事業者でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準等条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準等条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第5条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス

(2) 指定通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

(3) 指定介護予防訪問看護

第234条第2項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第235条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条、第106条」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2」に、「第31条中「第27条」を「第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第33条」を「第55条の6」に、「指定介護予防訪問介護事業所」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第238条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第239条第2項中「次に掲げる事業者の指定」を「次の各号に掲げる事業者の指定」に、「場合については、次に」を「ときは、当該各号に」に、「に掲げる規定」を「に定める規定」に改める。

第244条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第248条第2項第1号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第249条中「第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第54条並びに第103条第1項及び第2項」を「第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「第22条」を「第52条の2」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

第254条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8」に、「第36条から第38条まで、第54条並びに第103条第1項及び第2項」を「第55条の9から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条」を「第52条の2」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

第255条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

第256条第2項中「次に掲げる事業者の指定」を「次の各号に掲げる事業者の指定」に、「場

合については、次に」を「ときは、当該各号に」に、「それぞれ当該各号に掲げる規定」を「、それぞれ当該各号に定める規定」に改める。

第262条第2項第2号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第263条中「第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第103条第1項及び第2項」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第51条の2第1項中「第55条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、この条例による改正前の大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第5条から第47条までの規定は、なおその効力を有する。

第3条 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第6条第2項及び第5項並

びに第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第2項	指定訪問介護事業者（大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第15号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準等条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第1号訪問事業
	及び指定訪問介護	及び当該第1号訪問事業
第6条第5項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準等条例第6条第1項から第4項までに規定する	本市の定める当該第1号訪問事業の
第8条第2項	指定訪問介護事業者	第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準等条例第8条第1項に規定する	本市の定める当該第1号訪問事業の

- 2 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第43条第3項及び第45条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条第3項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準等条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）
	同項及び同条第2項に規定する	本市の定める当該第1号訪問事業の

第 4 5 条 第 2 項	基準該当訪問介護の事業	第 4 3 条 第 3 項に規定する第 1 号訪問事業
	指定居宅サービス等基準等条例第 4 5 条第 1 項に規定する	本市の定める当該第 1 号訪問事業の

(介護予防通所介護に関する経過措置)

第 4 条 旧法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第 5 4 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧条例第 9 条から第 1 5 条まで（第 1 0 8 条及び第 1 1 6 条において準用する場合に限る。）、第 1 6 条（第 1 0 8 条において準用する場合に限る。）、第 1 7 条（第 1 0 8 条及び第 1 1 6 条において準用する場合に限る。）、第 1 8 条（第 1 0 8 条及び第 1 1 6 条において準用する場合に限る。）、第 2 0 条（第 1 0 8 条及び第 1 1 6 条において準用する場合に限る。）、第 2 2 条（第 1 0 8 条及び第 1 1 6 条において準用する場合に限る。）、第 2 4 条（第 1 0 8 条及び第 1 1 6 条において準用する場合に限る。）、第 2 5 条（第 1 0 8 条及び第 1 1 6 条において準用する場合に限る。）、第 3 1 条から第 3 4 条まで（第 1 0 8 条及び第 1 1 6 条において準用する場合に限る。）、第 3 5 条第 1 項から第 4 項まで（第 1 0 8 条及び第 1 1 6 条において準用する場合に限る。）、第 3 5 条第 5 項及び第 6 項（第 1 0 8 条において準用する場合に限る。）、第 3 6 条から第 3 8 条まで（第 1 0 8 条及び第 1 1 6 条において準用する場合に限る。）、第 9 7 条から第 1 1 6 条まで、第 1 6 6 条、第 1 6 7 条第 4 項、第 1 7 0 条第 1 項及び第 1 7 1 条第 1 項の規定は、なおその効力を有する。

第 5 条 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第 9 8 条第 1 項第 3 号及び第 8 項並びに第 1 0 0 条第 4 項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 9 8 条 第 1 項第 3 号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準等条例第 1 0 0 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	第 1 号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準等条例第 9 9 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の	当該第 1 号通所事業

	事業	
	又は指定通所介護	又は当該第1号通所事業
第98条第8項	指定通所介護事業者	第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準等条例第100条第1項から第7項までに規定する	本市の定める当該第1号通所事業の
第100条第4項	指定通所介護事業者	第98条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準等条例第102条第1項から第3項までに規定する	本市の定める当該第1号通所事業の

- 2 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第113条第1項第3号及び第7項並びに第115条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第113条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準等条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）
	又は基準該当通所介護	又は当該第1号通所事業
第113条第7項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準等条例第132条第1項から第6項までに規定する	本市の定める当該第1号通所事業の
第115条第4項	基準該当通所介護の事業	第113条第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準等条例第134条第1項から第3項までに規定する	本市の定める当該第1号通所事業の

- 第6条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る改正後の第233条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは、「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。次項において同じ。）」とする。

2 改正後の第233条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合における同条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 3 月 13 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項ただし書の規定により第 1 項に掲げる設備を利用して夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供しようとするときは、当該サービスの提供の開始前に、当該サービスの内容を市長に届け出るものとする。

第 9 条第 1 項中「第 45 条第 6 項第 2 号」及び「第 45 条第 6 項第 3 号」を「第 45 条第 6 項」に改める。

第 10 条第 1 項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 19 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老

人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第45条第6項第4号」を「第45条第6項」に改める。

第26条中「時に」を「場合において」に、「場合その他必要な場合」を「ときその他必要と認められるとき」に改める。

第38条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第45条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	(1)の項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の(1)の項の中欄」に改める。

第46条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の(1)の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「（指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）」を削り、「を含む。）」の次に「若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準等条例第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加え、「3年以上

認知症である者の介護に」を「認知症である者の介護に３年以上」に改める。

第４８条第１項中「２５人」を「２９人」に改め、同条第２項第１号中「１５人（）」の次に「登録定員が２５人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、」を加え、「１２人」を「１２人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

第５９条中「、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお」を削り、同条に次の１項を加える。

２ 前項本文の規定にかかわらず、通いサービス及び宿泊サービスについては、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第６３条第１項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村」を「本市」に改め、「法第１１５条の４６第１項に規定する」を削る。

第６４条中「第４５条第６項各号」を「第４５条第６項の表の中欄」に改める。

第６６条中「及び第３２条から第３９条まで」を「、第３２条から第３７条まで、第３８条（第４項を除く。）及び第３９条」に改める。

第６７条第２項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第７１条第１項中「第８条の２第１７項」を「第８条の２第１５項」に改め、同条第２項中「入居者」を「利用者」に改める。

第７３条第２項中「３年以上認知症である者の介護に」を「認知症である者の介護に３年以上」に改める。

第７５条第１項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を３とすることができる。

第８２条第１項中「従業者」を「介護従業者」に改める。

第83条中「を超えて」の次に「利用者を」を加える。

第87条中「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 88 号

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 3 月 13 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項及び第 5 項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第 45 条第 2 項第 2 号中「こと」の次に「。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は 40 平方メートル以上の面積を有し、かつ、必要な器械・器具を備えること」を加え、同条第 4 項第 2 号ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 3 月 13 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項及び第 5 項中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

第 45 条第 12 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準等条例第 98 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第 14 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の 1 項を加える。

15 第 1 項第 2 号の医師及び同項第 7 号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附則第 2 項中「とする」を「とすること」に改める。

附則第 3 項中「を除く」の次に「。附則第 5 項において同じ」を加え、「第 10 条第 4 項第 1 号ア及び第 44 条第 4 項第 1 号ア」を「第 10 条第 4 項第 1 号及び第 44 条第 4 項第 1 号」に、「これらの規定」を「第 10 条第 4 項第 1 号ア及び第 44 条第 4 項第 1 号ア」に、「原則として 4 人以下とする」を「原則として 4 人以下とすること」と、第 10 条第 4 項第 1 号ウ及び第 44

条第4項第1号ウ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」に改める。

附則第4項中「とする」を「とすること」に改める。

附則第8項を附則第9項とし、附則第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 平成12年3月31日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホームについては、第10条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第44条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）、第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第45条第12項の規定は、なおその効力を有する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年3月13日提出

大津市長 越 直 美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第50条第2項中「第49条第1項第2号」を「前条第1項第2号」に、「第49条第2項」を「前条第2項」に改める。

第52条第4項中「第1号」を「同項第1号」に改め、同条第8項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第98条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項」を「大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第17号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第83条第1項」に、「以下同じ。）が」を「第112条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第192条第1項に規定

する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第１１２条第１号において同じ。)が」に、
「指定地域密着型サービス基準第６２条」を「指定地域密着型サービス基準等条例第８２条」に、
「をいう。)」を「をいう。第１１２条第１号において同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護
(指定地域密着型サービス基準等条例第１９１条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護
をいう。第１１２条第１号において同じ。)」に、「通いサービス(同項)を「通いサービス(指定
地域密着型サービス基準等条例第８３条第１項又は第１９２条第１項」に、「同項に規定する指定
小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)」を「指定地域密着型サービス基準等条例第
８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。又は指定看護小規模多機能
型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第１９２条第１項に規定する指定看護小
規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)」
に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」
に改め、同条第１号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型
居宅介護事業所等」に、「指定地域密着型サービス基準第６３条第１項」を「指定地域密着型サー
ビス基準等条例第８３条第１項又は第１９２条第１項」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業
所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「２５人」を「２９人(サテライト型指
定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第８３条第７項に規定す
るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、１８人)」
に改め、同条第２号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型
居宅介護事業所等」に改め、「１５人」の次に「(登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型
居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規
模多機能型居宅介護事業所にあつては１２人)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

第９８条第３号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居
宅介護事業所等」に、「指定地域密着型サービス基準第６７条第２項第１号」を「指定地域密着型
サービス基準等条例第８７条第２項第１号又は第１９６条第２項第１号」に改め、同条第４号中
「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、
「指定地域密着型サービス基準第６３条」を「指定地域密着型サービス基準等条例第８３条又は

第192条」に改める。

第112条の見出しを「(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に、「指定地域密着型サービス基準第63条第5項」を「指定地域密着型サービス基準等条例第83条第5項又は第192条第6項」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9人」の次に「(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加え、同条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ」を「指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第2号ウ又は第196条第2項第2号ウ」に改める。

附則第5項及び第6項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第50条第2項及び第52条の改正規定は、公布の日から施行する。